

さいたま市身体障害者福祉法第15条第1項の規定による医師の指定審査基準要領

(趣旨)

第1 この要領は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「法」という。）第15条第1項に規定する医師の指定について、指定に係る審査の基準を定めるものとする。

(指定審査基準)

第2 医師の指定に係る審査基準は、次のとおりとする。

(1) さいたま市内において開業し、又は病院若しくは診療所において勤務する医師で、原則として病院又は診療所において、第3に掲げる各障害の医療に關係のある診療科の診療に5年以上専ら従事している者であること。

なお、大学又はそれに準ずる病院（医師法第16条の2の規定による臨床研修を行う病院等）の当該診療科で5年以上の臨床経験年数を有する者が望ましい。

(2) 身体障害者の福祉に理解を有し、かつ、指定を受ける障害区分についての研究業績又は診療実績を有していること。

(診療科名)

第3 各障害の医療に關係のある診療科名は、原則として次のとおりとする。

障 害 の 区 分	診 療 科 名
視覚障害	眼科
聴覚障害	耳鼻咽喉科
平衡機能障害	耳鼻咽喉科、神経内科、脳神経外科、リハビリテーション科
音声・言語機能障害	耳鼻咽喉科、気管食道科、神経内科、リハビリテーション科、脳神経外科、内科、形成外科
そしゃく機能障害	耳鼻咽喉科、気管食道科、神経内科、形成外科、リハビリテーション科
肢體不自由	整形外科、外科、内科、小児科、呼吸器科、神経科、リハビリテーション科、脳神経外科、呼吸器外科、小児外科、放射線科、神経内科、リウマチ科、形成外科

心臓機能障害	内科、小児科、循環器科、外科、心臓血管外科、小児外科、リハビリテーション科
じん臓機能障害	内科、小児科、循環器科、外科、泌尿器科、麻酔科、小児外科
呼吸器機能障害	内科、小児科、呼吸器科、気管食道科、外科、呼吸器外科、小児外科、リハビリテーション科
ぼうこう又は直腸機能障害	泌尿器科、外科、小児科、小児外科、内科、神経内科、産婦人科（婦人科）、消化器科（胃腸科）
小腸機能障害	内科、消化器科（胃腸科）、小児科、外科、小児外科
免疫機能障害	内科、呼吸器科、小児科、産婦人科、外科 (注) エイズ拠点病院での従事経験があることが望ましい。
肝臓機能障害	内科、消化器科、肝臓内科、外科、消化器外科、移植外科、腹部外科、肝臓外科、小児科、小児外科

(研修)

第4 本要領により市長の指定を受けた医師は、指定を受けた日以後直近に市が主催又は共催する、法第15条指定医師研修会に出席し研修を受けることとし、以後、5年に1回以上同研修会による研修を受けなければならない。

(その他)

第5 この要領に定めるもののほか、医師の指定にかかる審議について必要事項は、さいたま市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会が定める。

附 則

この要領は、平成15年5月23日から適用する。

附 則

この要領は、平成17年7月28日から適用する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から適用する。